

## 岐阜大学職員組合会計細則

第1条 岐阜大学職員組合規約第29条にもとづき、本細則を定める。

第2条 組合費の納入は、組合員が組合へ毎月納入する。

第3条 組合員が納入する組合費は、毎年4月における組合員の本給月額をもって算出する。ただし、年度途中で加入した組合員については、加入した月における組合員の本給月額をもって算出する。

2. 組合費は以下の表の通りとする。

	支部または支部準備会 に属する組合員	支部または支部準備会 に属しない組合員
月給制の職員	本給月額の0.7%	本給月額の0.5%
年俸制の職員・任期付 職員・特任教員	本給月額の0.4%	本給月額の0.3%

3. 各支部および支部準備会には所属する組合員の組合費総額の7分の2を活動費として配分する。

第4条 全予算の20%を越える予算の流用については中央委員会の承認を必要とする。

付 則 この細則は、2015年10月1日に制定施行する。